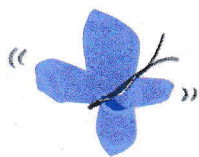


町田市議会 政務活動費裁判

『違法支出！の判決下る！』

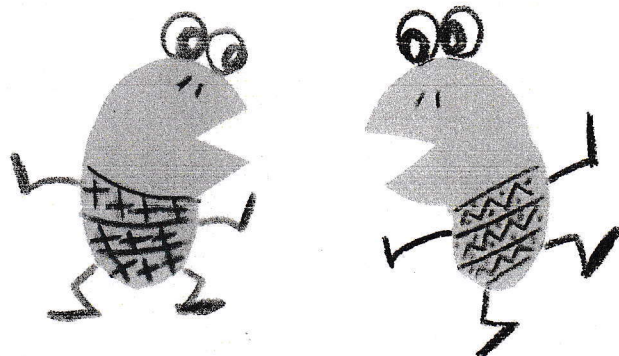


その2

東京地方裁判所 品田幸男裁判長は、2014年～2017年度の町田市議会政務活動費支出のうち、草の根が違法ではないかと提訴した5218件のうち、2649件、合計金額約1007万円が「違法」であるとの判決を言い渡しました。

今号からシリーズで違法支出事例とその判決文(抜粋)を紹介します。

まちだ市民クラブ会派



【調査活動費・駐車場代】 病院の駐車場に係る支出

- 佐藤 和彦 2014年4月6日アップルパーク南町田病院 11時05分～12時04分 400円
2014年10月1日 昭和大学藤が丘病院駐車場 12時48分～13時17分 300円
2015年11月9日 町田市民病院駐車場 9時01分～11時44分 100円
2015年8月8日 東海大学八王子病院駐車場 14時14分～15時03分 200円
2016年2月28日 慶泉病院第2駐車場 13時05分～14時37分 1,200円
- 森本 せいや 2015年1月17日 川野病院駐車場(立川市)15時06分～16時24分 800円
- 石井くのにのり 2017年5月6日昭和大学藤が丘病院第2駐車場14時13分～16時42分 900円

《判決 全額返還》

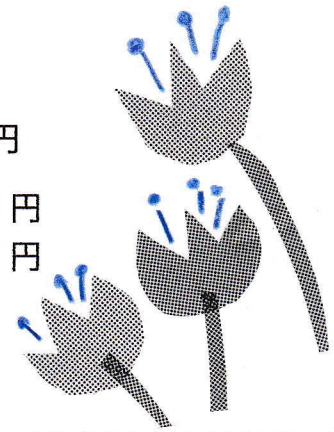
(前略)病院の駐車場に駐車した場合は、受信や見舞いなどの私的利用目的であることが推認される。会派まちだ市民クラブは、政務活動の一環として医療関係者と面談する可能性がある旨主張するが、実際に面談をしたと認めるに足りる的確な証拠は見当たらず上記推認を覆すに足りない。

したがって、上記支出は改正前用途基準に適合していない支出であると認められる。

【広報費】 選挙活動その1

戸塚 正人	2017年12月28日	チラシ印刷費	70,200 円
	2017年12月29日	チラシ印刷費	646,380 円
	2017年12月29日	チラシ関連費	275,400 円

《判決 全額返還》



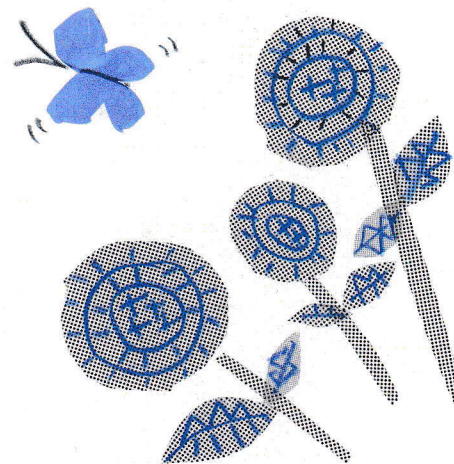
証拠(甲15の3)及び弁論の全趣旨によれば、戸塚議員は、上記支出を、平成29年11月1日号外分の印刷費等として支出したこと、上記号外1枚目の冒頭には「～まちだ市民クラブ会派活動報告～戸塚正人」とあり、「町田市長・市議会議員選挙が来年2月25日(日)投票日で執行がきまりました!」、「私の3期目の任期も残すところ12月定例議会を残すのみとなりました。(中略)この度町田市選挙管理委員会より、2018年2月18日(日)告示、2月15日(日)投票日で町田市長選挙及び町田市議会議員選挙が執行されることがきまりました。」、「現状でいえば、先日施行されました総選挙におきまして私の所属する民進党が目まぐるしく変動している状況であり、私としましても今後どのように進んでいくのか不透明な部分が多く不安な気持ちもありますが(中略)今後どのような状況になろうとも市議会議員として活動・運動をしていきたいと気持ちを新たにしております。」とあり、末尾には「戸塚正人後援会事務所」の連絡先が記載されていること、同号外の2枚目以降においては戸塚議員の3期目の議会活動内容と取組みについての記載があり、4枚目の末尾には、「戸塚正人はボランティアの方々のご協力で活動しています。ご協力していただける方、大募集しています!(中略)①ニュースやチラシを配ることが出来る。②自宅や近所にポスターを貼れる。③その他などなど、ご協力頂けることをご連絡ください。」として問い合わせ先を記載していることがそれぞれ認められる。

上記記載内容は、戸塚議員の議員としての取組みの記載が含まれるが、全体としてみると、主たる目的は平成30年2月実施の町田市議会議員選挙に向けての得票活動と認めるのが相当であり、その記載内容を踏まええると、上記各支出については、その全額について、改正後用途基準に適合していない支出であると認めるのが相当である。

自由民主党会派

【資料購入費】 新聞代、1か月分のみの領収書の提出

佐藤 伸一郎	2014年度	読売新聞 購読料	39,677 円
--------	--------	----------	----------



《判決 全額返還》

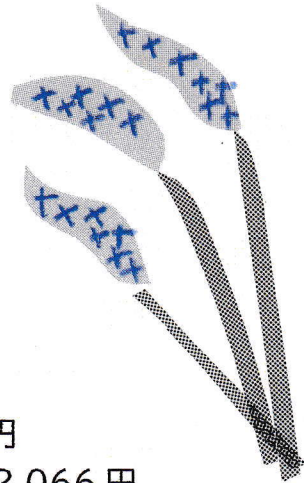
(前略)会派自民党は①事務処理の負担を減らすために1か月分の領収書のみの提出で足りる旨議員間で申し合せをしたこと、②平成27年度から平成29年度までにおいて同じ新聞社から同じ新聞を購読していることが、平成26年においても12か月分継続的に支出していることの裏付けになるとして、平成26年4月から平成27年3月までの読売新聞の購入費に政務活動費を充当することが許されるべきであると主張する。



上記①については、本件条例7条において政務活動費に係る領収書の提出が必要とされているところ、当該申し合わせは議員間の事実上のものにすぎず、本件条例7条の義務を免除する効果を生じさせるものではない。そうすると、上記については11か月分の購読料を支出したことを証する領収書が存在せず、領収書を徴することが困難な場合に領収書の代わりに提出を認められている会派代表者の支払い証明書(改正前規則10条)が提出されたと認めるに足る証拠もない。また、佐藤伸一郎議員が平成27年から平成29年度まで読売新聞を購読していたことから、平成26年度も継続して購読していたことが認められるともいえないから、上記②を採用することもできない。したがって、平成26年度の11か月分の読売新聞購読料に政務活動費を充当することは許されず、領収書がある平成26年8月分の支出(3607円)の限度においてのみ政務活動費を充当することが許されるにとどまり、会派自民党の計上金額4万3284円との差額3万9677円は政務活動費への充当が許されない。

【広報費】 選挙活動その1

木目田 英男	2018年 1月8日	三つ折りチラシ1700部	15,300 円
	2018年 1月8日	あいさつ文 1700部	10,030 円
	2018年 1月8日	チラシA3 1700部	12,750 円
	2018年 1月8日	上記 チラシ封入/封筒代	17,000 円
	2018年 1月8日	上記消費税	4,406 円
	2018年 1月8日	木目田議員チラシA3 1000部	8,100 円
	2018年 1月22日	木目田議員チラシ郵送料 1678通	122,066 円



《判決 全額返還》

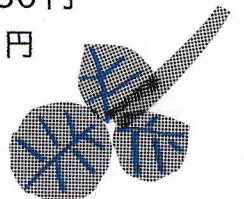
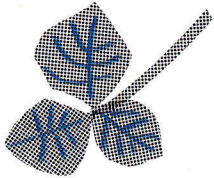
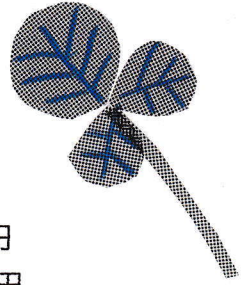
証拠(甲11の3)及び弁論の全趣旨によれば、木目田議員が市政報告チラシ代として上記各支出をしたこと、同市政報告において、木目田議員の議会等の活動報告のほかに、平成26年2月の市議会議員選挙で初当選してから4年がたとうとしていること及び平成30年2月の市議会議員選挙の日程が記載されており、「市政報告送付のご案内」と題する書面において「私木目田英男の町田市議会議員の1期目任期満了を前に、この4年間行ってきた仕事や議会での質問の一部についてご報告申し上げたくご案内を送付させていただきます。(中略)市政報告とともに、私自身の今までの実績、これから目指すところなどを記載しましたリーフレットも同封させていただきます。是非ともご高覧賜り、お知り合いの方にも町田市議会議員・木目田英男をご紹介しますようよろしくお願いいたします。」「お知らせ 町田市議会議員選挙の日程が決まりました。平成30年(中略)投票日2月25日(日)」との記載がある事が認められる。

上記認定事実によれば、上記市政報告には、平成30年2月の町田市議会議員選挙に向けての得票活動の一環であることをうかがわせる記載があり、上記各支出と、政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実が主張立証されているといえる。これに対し、被告又は会派自民党においてこれを覆す適切な立証が行われているとはいえない。したがって、上記各支出は、改正後使途基準に適合していない支出であると認められる。



保守連合会派 【広報費】 選挙活動

- 新井 よしなお
- ①2017年12月1日 ポスティング代1890枚 7,756円
 - ②2017年12月19日 メインDM用6000枚 26,730円
 - ③2017年12月19日 メイン駅用5000枚 21,500円
 - ④2017年12月25日 新井地域用2000枚 10,275円
 - ⑤2018年 1月11日 議会報告 玉川学園版 7000枚 12,300円
 - ⑥2018年 1月11日 議会報告 平成30年1号 2500枚 5,610円
 - ⑦2018年 1月11日 議会報告 平成30年1号 30000枚 40,720円
 - ⑧2018年 1月18日 議会報告 中町旭町版 5500枚 10,920円
 - ⑨2018年 1月18日 議会報告 原町田号 6500枚 12,925円
 - ⑩2018年 1月18日 議会報告 平成30年2号25000枚 42,190円
 - ⑪2018年 1月18日 郵送 2480通 153,760円
 - ⑫2018年 1月18日 郵送 1180通 108,560円
 - ⑬2018年 1月19日 郵送 171通 13,509円
 - ⑭2018年 1月19日 郵送 355通 28,045円
 - ⑮2018年 1月 21日 議会報告森野版 5000枚 9,130円
 - ⑯2018年 1月 23日 議会報告 平成30年 3号 30000枚 85,105円
 - ⑰2018年 1月 27日 議会報告 平成30年 3号3000枚 13,370円
 - ⑱2018年 1月 28日 議会報告成30年2号増刷版 17000枚 28,850円
 - ⑲2018年 2月7日 議会報告 平成30年 3号増刷版2 4500枚 26,685円
 - ⑳2018年 2月7日 議会報告 平成30年 3号増刷分 2500枚 16,450円
 - ㉑2018年 3月2日 ポスティング代として10万4737枚 429,881円



≪判決 全額返還≫

(前略)②③⑬⑰⑱㉑の各支出に係るチラシの請求書は、平成29年12月から平成30年1月付であること、同チラシには新井議員のプロフィールに加え、「約16年間で約25億円のコスト削減・財源捻出という確かな実績！」「新井よしなおのやりたいこと それはこれから町田市が直面する課題を『解決』すること」「その道はまだ道半ばです。持続して発展する町田市を創る仕事、引き続き「新井よしなお」にさせてください。」との記載があること、平成30年2月に町田市議会議員選挙の実施が予定されていたことが認められることからすれば、上記各支出は町田市議会議員選挙に向けた得票活動に係るものであると認められ、そうすると、上記各支出と、政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実が主張立証されたといえる。これに対し、被告又は会派保守連合においてこれを覆す適切な立証は行われていない。したがって、その記載内容に鑑み、上記各支出の全額につき改正後使途基準に適合していない支出であると認めるのが相当である。

※④⑥⑦の同チラシには1枚目冒頭に大きく、「皆さんが納められた税金25億円以上ノムダ使い削減や財源づくりをした市議会議員をご存知ですか？他の議員と実績をぜひ比べてみてください」⑤のチラシには「4期16年の間、玉川学園地域の発展のために尽力してきました。」「生まれ育った町玉川学園」「任期中に様々なお話をいただき、行動してきました。」との記載があり「新井よしなおさんを応援しています。」との都議会議員の写真付きコメントが記載されていること、(中略)その記載内容に鑑み、上記各支出の全額につき改正後使途基準に適合していない支出であると認めるのが相当である。

⑧⑨⑮、⑩⑱、⑪⑫⑭⑲、も同様。